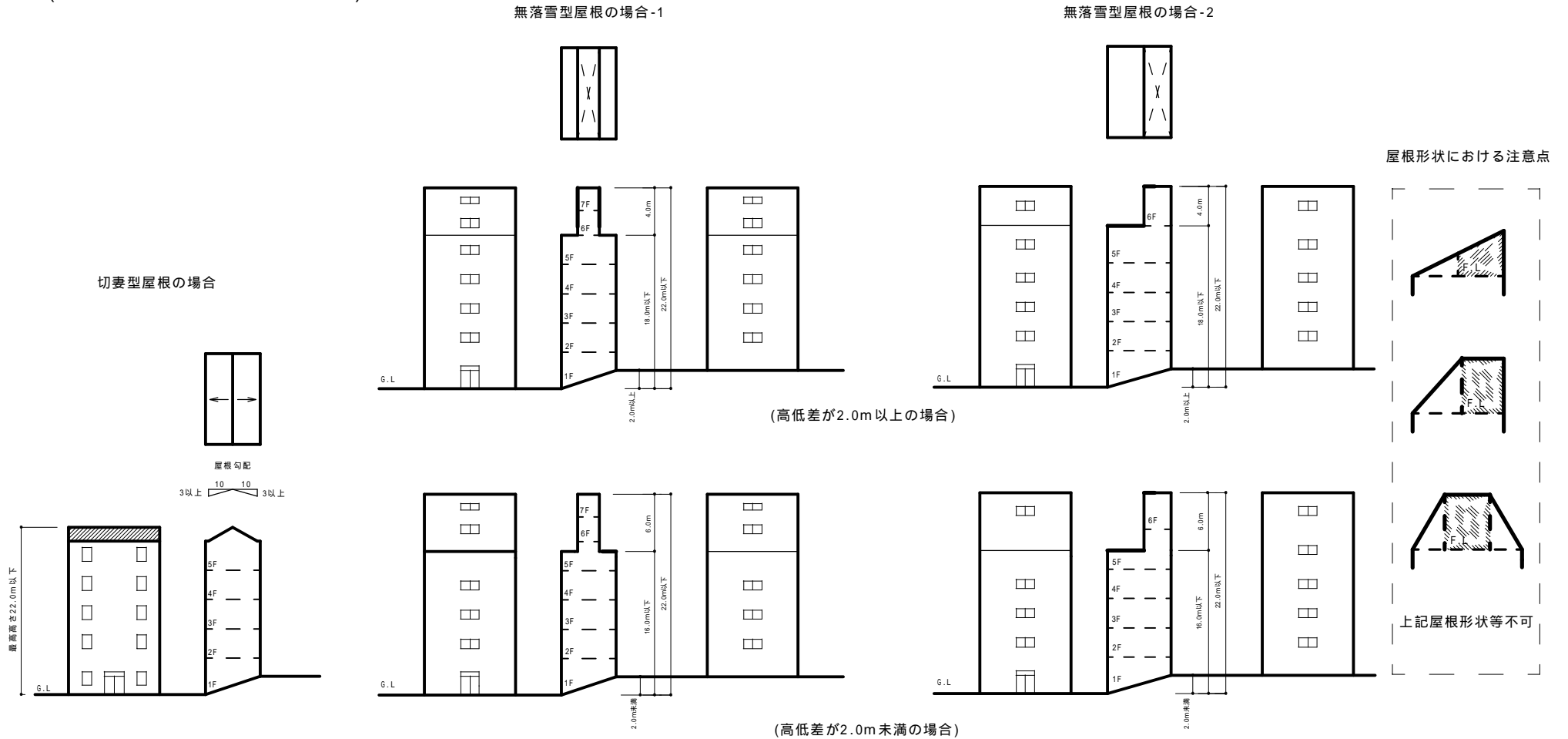


(高さ及び屋根形状について)



建築物の高さの最高限度は、16.0m（建築物周りの高低差が2.0m以上ある場合は18.0m）とする。ただし、次の事項に適合する場合は22.0m以下とする。

1. 全体を3寸勾配以上の屋根（切妻、寄せ棟等これらに類する形態）とする場合。
2. 陸屋根の場合は16.0m（建築物周りの高低差が2.0m以上ある場合は18.0m）までの直下の階の1/2以下の面積の階を設ける場合。

高さの算定方法は、建築物が周囲の地盤面と接する位置のうち、最も低い位置からの高さとする。

渡り廊下、又は地盤面下部分のみでつながっている建築物は、それぞれ別の建築物として上記の規定を適用する。

勾配屋根にする場合は、冬期間の安全を確保するため、屋根からの雪や氷が落下しないよう十分な対策を行うこと。「倶知安町建築物等に関する指導要綱」による。

上記の凡例は、セター・ビレッジ地区、山田地区、大沢川沿い地区に適用。